

あなたの想いを 未来の京都の子どもたちへ ～府内金融機関と連携した遺贈寄附のご案内～



遺贈寄附とは？

遺贈寄附とは、生前に作成した遺言書などを通じて、ご自身の財産の一部またはすべてを自治体などに寄附することです。京都府教育委員会にいただいたご寄附は、京都の子どもたちの学びのために、大切に活用させていただきます。

ご寄附の活用方法

ご意向等を踏まえ、以下の取組に活用させていただきます。

母校や地域の学校等、ご希望の学校での特色ある教育や部活動の充実

海外留学や学校の垣根を超えた探究活動など、学びを深める特定の取組

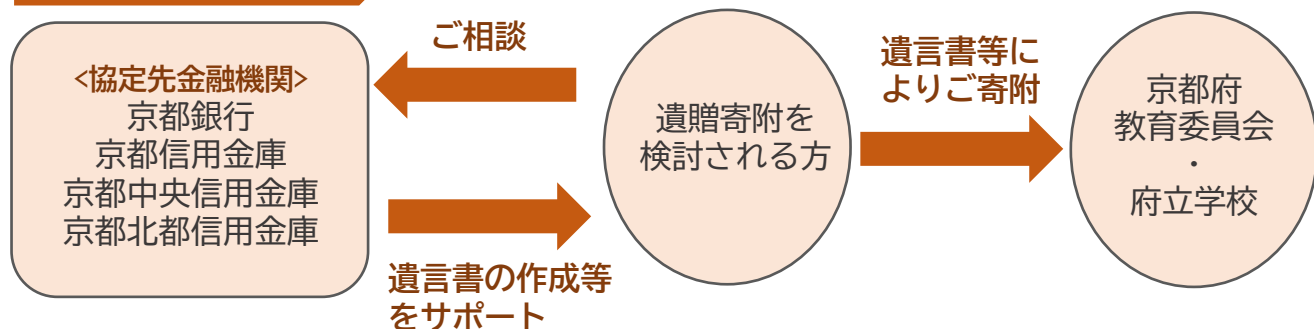
遺贈寄附の特長

■「財産を地域の子どもたちのために役立てたい」、「母校の子どもたちを応援したい」といった想いを届けることができ、社会貢献・地域貢献にもつながります。

■遺贈された財産は、原則相続税の課税対象から除かれます。

■少額からでもご相談いただけます。

遺贈寄附の流れ



※ご相談は無料です。実際にご利用になる際には各金融機関等で定める手数料等がかかる場合があります。
※相続財産からの寄附についてもお相談いただけます。

お問合せ先

＜協定先金融機関＞ 受付時間 平日9:00～17:00

京都銀行
営業本部個人総合
コンサルティング部
☎075-361-2355

京都信用金庫
くらしのサポート部
☎075-211-2111

京都中央信用金庫
地域創生部
☎075-223-8250

京都北都信用金庫
地域創生事業部
☎0772-22-5121

＜寄附の活用方法などについて＞

京都府教育庁総務企画課 ☎075-414-5708

寄附の方法はHPでも
ご覧いただけます。

